

# 東京大学植物園後援会規約

## (名称及び事務局)

第1条 本会は、東京大学植物園後援会（以下後援会という）と称し、事務局を、東京都文京区白山3丁目7番地1号 東京大学大学院理学系研究科附属植物園（以下植物園という）本園（小石川植物園）内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、植物園の発展に必要な諸事業を後援することを目的とする。

## (事業)

第3条 本会は、東京大学大学院理学系研究科附属植物園運営委員会の下で次の事業を行う。

- (1) 園長に依頼された植物園への支援活動
- (2) 園長に対する植物園の発展に向けた提言、およびその実現への協力

## (会員)

- 第4条 会員の種類は次のとおりとする。
- (1) 創立会員 本会発足時に小石川植物園後援会普通会員であった者
  - (2) 通常会員 本会の趣旨に賛同し、植物園の事業・活動を支援する目的で植物園に所定の金額を寄附した個人
- 2 会員期間は退会を申し出るまで（終身会員）とする。
  - 3 通常会員となるために必要な手続きは別に定める。
  - 4 会員の特典については別に定める。

## (退会)

第5条 会員は、本人の申し出により、いつでも退会できる。

## (運営機構)

- 第6条 本会を運営するため東京大学植物園後援会理事会（以下理事会という）および事務局を置く。理事および事務局の主事と書記は、理事会の推薦にもとづき植物園長が委嘱し、任期は2年、再任を妨げない。
- 2 理事会は、植物園運営委員会が設ける専門委員会の一つとする。

## (理事会)

- 第7条 理事会は、以下に該当する理事10名以上で組織する。
- (1) 植物園長
  - (2) 植物園の教授および准教授
  - (3) 植物園の事務室責任者
  - (4) 植物園の社会教育企画専門委員長
  - (5) 会員の中から有識者若干名
  - (6) その他園長が本会の運営に必要と認める者若干名

## (会長)

- 第8条 会長は、理事の互選とする。
- 2 会長は、会務を総理し、会を代表する。
  - 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する理事がその職務を代理する。

## (事務局)

- 第9条 事務局は、主事1名、書記および事務職員若干名で構成する。
- 2 主事は会長の指示により後援会の実務を行う。
  - 3 書記および事務職員は分担して主事を補助する。

## (会議)

- 第10条 理事会の会議は、必要に応じて会長または園長が招集し、会長が会議の議長となる。
- 2 理事会は、理事の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 3 理事会は、第3条に定める後援会の事業についての事業計画、その他必要な事項を審議し、且つ、その実施方法を定める。
  - 4 理事会は、植物園の社会教育、および整備計画等について、植物園長から諮問を受け、また主体的に提言を行うことができる。

## (会計)

- 第11条 本会の活動は、小石川植物園後援会が東京大学理学部に寄贈した資産（出版物、印刷物を含む）および植物園の所管する経費（寄附金を除く）により行い、植物園が経理するものとする。

## (会則の改廃)

- 第12条 本規約は、理事会の審議を経て、植物園運営委員会の承認により改廃することができる。

## (附則)

- 1 この規約は令和4年2月1日から施行する。
- 2 この規約の施行時に理事および事務局の主事および書記として委嘱された者の任期は、第6条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。